

南浜中央病院 行動計画（第3回）

全職員が働きやすい環境を作ることによって、個々の能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年8月1日～令和11年7月31日

2. 計画内容

目標1 男性の育児休業取得1名以上。

＜対策＞

- ・令和6年8月～ 育児休業取得促進するための措置を実施。

目標2 所定外労働時間の削減と年次有給休暇の取得促進を図る。

＜対策＞

- ・令和6年8月～ ノー残業デーの実施。
- ・令和6年12月～ 年次有給休暇の取得状況を調査する。
- ・令和7年4月～ 年次有給休暇取得計画を策定する。

2024/10 南浜ネット掲載

医療法人松涛会南浜中央病院

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～ 2031年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標：有給取得率 80%以上の維持（男女ともに）

<対策>

- 2026年 10月～ 各部署の所属長へ、自部署の有給取得状況を確認し、取得日数が少ない職員には個別に取得勧奨するよう周知。
また、年5日の取得義務がある旨も併せて再周知。
※各年度同月実施

- 2027年 5月～ 有給取得率把握。取得率が低い部署については、所属長へフィードバック。
※各年度同月実施